

厚木市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスの提供の場等を訪ね、サービスを利用する者及び家族（以下「利用者等」という。）の話を聴き、相談に応じる等の活動を行う者（以下「介護サービス相談員」という。）を申出のあった介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）に派遣することにより、利用者等の疑問、不満又は不安の解消及び介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、厚木市（以下「市」という。）とする。

(定数及び任期)

第3条 介護サービス相談員の定数は12人以内とし、その任期は1年とする。ただし、年度途中で委嘱された介護サービス相談員の任期は、委嘱された日からその年度の末日までとする。

2 介護サービス相談員は、再任されることができる。

(介護サービス相談員の委嘱等)

第4条 介護サービス相談員は、次の要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する介護保険の被保険者であること。
- (2) 神奈川県が行う介護サービス相談員養成研修を修了していること。
- (3) 介護保険制度に精通していること。

2 市長は、介護サービス相談員が次のいずれかの要件に該当する場合は、その任を解くことができる。

- (1) 前項第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 心身の状態により、介護サービス相談員としての活動が困難であると判断されたとき。
- (3) その他、この職に必要な適格性を欠くこととなったとき。

(介護サービス相談員証)

第5条 市長は、介護サービス相談員に介護サービス相談員証を交付するものとする。

2 介護サービス相談員は、介護サービス相談員の活動を行う際に、介護サービス相談員証を必ず携帯し、利用者若しくはその家族又は事業者等から求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 介護サービス相談員は、介護サービス相談員証の内容に変更があった場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

4 介護サービス相談員は、任期を満了し、又はその職を解かれた場合は、直ちに介護サービス相談員証を返還しなければならない。

(介護サービス相談員の派遣)

第6条 介護サービス相談員の派遣を希望する者は、介護サービス相談員派遣申出書（以下「申出書」という。）により、市長に申し出なければならない。

2 市長は、申出書を受理した場合は、内容を審査し、派遣の必要が認められるときは、

介護サービス相談員を派遣する。

3 市長は、前項の審査及び協議の結果について、介護サービス相談員派遣決定通知書により申出者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、事業所に介護サービス相談員を派遣することができる。

(介護サービス相談員の活動)

第7条 介護サービス相談員の活動は、次のとおりとする。

(1) 担当する事業所等を定期又は随時に訪問し、当該事業所等又は介護サービスに係る利用者若しくは、その家族の相談等に応じること。

(2) 介護サービスの改善等について、事業所の管理者等と意見交換を行うこと。

(3) 介護サービス相談員の普及啓発に係る行事等に関すること。

(4) 市が指定する研修、会議等へ出席すること。

2 介護サービス相談員は、前項各号までに定められた活動を行ったときは、介護サービス相談員活動報告書により市長に報告しなければならない。

3 介護サービス相談員は市が指定する研修、会議等へ出席しなければならない。ただし、やむを得ず欠席するときは、事前に報告し承諾を得るものとする。

(介護サービス相談員連絡会議)

第8条 市長は、介護サービス相談員の資質の向上を図り、相談技法及び対応方法の検討を行うため、介護サービス相談員連絡会議を開催する。

2 介護サービス相談員は、介護サービス相談員連絡会議に出席しなければならない。ただし、やむを得ず欠席するときは、事前に報告し承諾を得るものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、介護サービス相談員連絡会議に助言者を参加させることができる。

(秘密保持)

第9条 介護サービス相談員は、職務上知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 介護サービス相談員は、厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報セキュリティポリシーを遵守し、職務上知り得た情報等が漏えいしないようにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

ただし、経過措置として第7条第2項に定める報告書の書式については、平成25年3月31日まで使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。